

## 主 文

本件再審請求を棄却する。

## 理 由

本件再審請求の趣意は、意義不明であつて、刑訴法四三六条一項所定の事由の主張とは認められない（なお、第一審裁判所への移送の申立は法律上許されない）。

よつて、同法四四六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年三月一二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草 鹿	浅 之 介
裁判官	城 戸	芳 彦
裁判官	色 川	幸 太 郎
裁判官	村 上	朝 一